

(意見書案第15号)

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び
「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

今日、破産申立件数は平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。

これは、消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

警視庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にのぼり、さらにこの多重債務者が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題となっている。

一方、多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」が上げられる。

現在、公定歩合が年0.4%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代の我が国において、出資法上の上限金利は29.2%であり、ほとんどの貸金業者がこの上限金利で営業している。

また、最近の最高裁の2度の判決(平成17年12月15日、平成18年1月13日)で貸金業者の「リボルビング式」の貸付けにみなし弁済の適用はないと判示していることから、もはや、貸金業規制法第43条の存続意義は認められないと言える。

このような状況の中で、平成19年1月には、出資法の上限見直しの時期を迎える。

よって、国においては、貸金業規制法第43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、市民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制が実現するよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げる。
- 2 貸金業規正法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃する。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月26日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
金融担当大臣

宛